

## 地方独立行政法人長野県立病院機構の第 1 期中期目標期間終了時の検討について

### 1 概要

地方独立行政法人法第 31 条により、法人の中期目標期間の終了時に、設立団体の長が法人の組織及び業務の全般にわたり検討を行うもの。

### 2 評価委員会の意見（法第 31 条第 2 項）

客観性・専門性を有する評価委員会の意見を検討に活かすとともに、県の検討は評価委員会の業務実績の評価を踏まえて行うものと思われるため、評価委員会の意見を聴くこととされている。（逐条解説）

### 3 これまでの経過と本県における対応について

#### ① 昨年度、第 2 期中期目標の指示と第 2 期中期計画の認可を実施

H22～25 年までの年度評価（＝暫定評価）や県保健医療計画、関係者の意見等を基に中期目標を作成し病院機構に指示。病院機構が作成した中期計画を認可。

#### ② 今年度、評価委員会が 5 年間の評価を実施

第 1 期 5 年間は、地方独立行政法人としてのメリットを最大限活かし、行政組織から医療を提供する専門組織へと脱却を図ってきたこと、それらの基盤の上に地域の基幹病院として地域の医療を支えるとともに高度・専門医療を充実させてきたこと、5 年間では黒字を確保できたことから、県立病院としての使命を果たすことができたと評価。

#### ③ 県における検討について

第 2 期中期目標作成時に設けた関係課長会議を年度内に開催し、評価委員会による第 1 期中期目標期間の評価結果等を踏まえ、病院機構に求める取組等を検討することとしたい。

(参考)

[地方独立行政法人法]

**第三十一条** 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

[逐条解説]

#### **中期目標期間の終了時の検討の趣旨**

地方独立行政法人制度における法人の運営は、基本的に中期目標期間を1タームと捉えており、これとの関連で、第1項では、中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織の在り方、役員的人事等に反映させるべく、所要の措置を講ずることとしている。

これにより、経済社会情勢等を勘案し、行政主体が担う必要性が乏しくなった事務・事業を廃止あるいは民営化し、また時宜に応じた業務運営の方法に改めるなど、機動的・弾力的な業務運営が行われることとなる。